

1963年9月21日(金) 2日目

1. 開議並に散会時刻(午前10時35分 ~ 午後12時28分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 蔡太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛	4番	堺 春安
4番	安次吉 庄 健	5番	石川 真六	6番	仲村 里川	7番	安政 昌助
7番	稻嶺 正以	8番	石田 英正	9番	安大官 城盛	10番	又吉 正弘
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大宮 里中	13番	伊佐 真得
13番	伊佐 真得	~	~	~	~	16番	宮里 飯行
16番	宮里 飯行	17番	伊佐 貞壽	18番	中里 幸助	~	~
~	~	20番	仲村 里光	21番	古沒藏 清次郎	~	~

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村 喜永 19番 斎島 行男
4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 蔡太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛	4番	堺 春安
4番	安次吉 庄 健	5番	石川 真六	6番	仲村 里川	7番	安政 昌助
7番	稻嶺 正以	8番	石田 英正	9番	安大官 城盛	10番	又吉 正弘
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大宮 里中	13番	伊佐 真得
13番	伊佐 真得	~	~	~	~	16番	宮里 飯行
16番	宮里 飯行	17番	伊佐 貞壽	18番	中里 幸助	~	~
~	~	20番	仲村 里光	21番	古沒藏 清次郎	~	~

5. 欠席議員は次の通りである。

14番 仲村 喜永 19番 斎島 行男
6. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春日 助役 堀川 真徳 駐在課長 松川 正義

1963年9月21日(月曜日)

1. 振替並に散会時段(午前10時35分 ~ 午後12時28分)

2. 並相成るは次の通りである。

譲席	氏名	譲席	氏名	譲席	氏名	譲席	氏名
1番	天久 蔡太郎	2番	加定 寛	3番	天久 久	4番	堺助 昇助
4番	安次喜 恒 倍	5番	石川 真六	6番	伊村 雄安	7番	里川 安
7番	猪木 利延 稔	8番	石川 美英	9番	安大官 雄	10番	中里 雄助
10番	又吉 伸也	11番	石川 繁	12番	伊佐 真寿	13番	中里 雄助
12番	竹林 舞 鮎	~	~	~	~	14番	古川 信助
16番	富里 敏行	17番	伊佐 真寿	18番	中里 雄助	19番	古川 信助
~	~	~	~	20番	伊村 雄光	21番	古川 信助

3. 不応相取扱は次の通りである。

14番 仲村 喜永 19番 式島 行男

4. 山形課員は次の通りである。

譲席	氏名	譲席	氏名	譲席	氏名	譲席	氏名
1番	天久 蔡太郎	2番	加定 寛	3番	天久 久	4番	堺助 昇助
4番	安次喜 恒 倍	5番	石川 真六	6番	伊村 雄安	7番	里川 安
7番	猪木 利延 稔	8番	石川 美英	9番	安大官 雄	10番	中里 雄助
10番	又吉 伸也	11番	石川 繁	12番	伊佐 真寿	13番	中里 雄助
12番	竹林 舞 鮎	~	~	~	~	14番	古川 信助
16番	富里 敏行	17番	伊佐 真寿	18番	中里 雄助	19番	古川 信助
~	~	~	~	20番	伊村 雄光	21番	古川 信助

5. 外用職員は次の通りである。

14番 仲村 喜永 19番 式島 行男

6. 市町村自動化第61条の規定により、諸事務のため出張した名のは次の通りである。

市長 伊村 雄安 助教 井上 真一 部長 鈴木 長松 出 正義

建設課長 島袋 昌兼 民生課長 当山 全喜 水道課長 国吉 真義
住民課長 伊村 春信 経済課長 沢し 安一 賦役課長 岸元 将俊

7. 譲歩事務局出席者

局长 宮坂 光雄 書記 照臣 敏 島袋 真由 知念 春光

8. 譲歩日程は次の通りである。

日程第1. 譲歩第36号 1964年度宜野湾市上水道審議会計才入才出
追加真正予算について、

委員会
長 岩井 順一
副長 水道課長 金澤 伸吉
幹事会
長 佐藤 春信
副長 沢山 安一
監修官
長 改良 田代

監修官
長 佐藤 光雄
副長 朝比奈 真也
監修官
長 畑田 喜一
副長 伊藤 光

以上、既に日程は次の通りである。

日程第1. 議案第36号 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出
追加更正予算について、

議長～出席議員 17名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。
(午前 10時 35分)

議長～3番、18番の出席を報告致します。(午前 10時 47分)

議長～議程第1、議案第36号直野鷹百上水道特別会計才入才直通加算正子算についてを議題と致します。本算は質疑の段階において、~~並行議案~~に引き続き質疑を願います。

議長～暫く休憩致します。(午前 11時 05分)

議長～再開致します。(午前 11時 30分)

1番～昨日の私の質疑に対して、市長のお答えを願います。

市長～昨日、36号議案の水道予算の概要について、1番最初の項の26割の事、200歩が出ていてますのでですね、これに色々考え方されるんですけど云うのは、向こうから移管、こうこう云う条件で市に移管したいと思うがと云う、水道公社からの公文が来ております。その移管を承認してもらえば、自然その条件の車にこうこう云うものは、市が出すと市が負担すると云う、その契約の譲渡の条件の中に入つておりますが、いわゆる譲渡することを議会で承認してもらえば、予算は、このままでいいんじゃないかと、それからもう一つは、その移管する場合の条件のこの事、200歩はほとんどメーター代の事であります。そのメーターを1リットルの物品として見て、そしてその金支拂いする場合に、メーター購入の契約の欄で購入契約の承認で行くかと云うことも考え方もありますが、一応水道公社からこうこう云う条件で市に譲渡され利権と物権を一緒に譲渡しようと思うがと云う、向から来たものをこちらでそれでよろしいと云う、譲渡を承認する難渋をしてもらえばそれで良いんじゃないかと云うので、只今その準備をさせてある訳であります。

1番～もう1件伺いします、それと関連しておりますが、2款の一項、24節ですね、野嵩の高架水槽費及び排水水管工事費となつておりますが、これについても同様なことが云えるんじやないかと思います。

市長～それに、これから先のその今の弊病不調と云いますが、弊病をあのころの、あの条例を作つた市はちようど市内にあちら、こちらに簡易水道があるので、これを市が買い上げる場合に議会の承認を議決を得る様にしようと云うのが、大きなねらいじやなかつたかと思ひんで、それで今回の議会の前に事業の拡張の場合は、この拡張のためにその~~伊賀~~を購入したり、色々問題がありますが、こう云う場合に、これを

議長～出席議員 17名であります。市町村自治法第 53 条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。
(午前 10 時 35 分)

議長～3番、18番の出席を報告致します。(午前 10 時 47 分)

議長～日程第 1、議案第 36 号宣野湾海上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを議題と致します。本案は質疑の段階において、昨日に引き続き質問を願います。

議長～暫く休憩致します。(午前 11 時 05 分)

議長～再開致します。(午前 11 時 30 分)

1番～昨日の私の質問に対して、市長のお答えを願います。

市長～昨日、36号議案の水道予算の構成について、1番最後の項の 26 項の 8、200 万が出ておりますのですね。これに色々考えられるんだと云うのは、向こうから移管、こうこう云う条件で市に移管したいと想うがと云う、水道公社からの公文が来ております。その移管を承認してもらえば、自然その条件の下にこうこう云うものは、市が出すと市が負担すると云う、その契約の譲渡の条件の中に入つておりますが、いわゆる譲渡することを議会で承認してもらえば、予算は、このままでいいんじゃないかと、それからもう 1 つは、その移管する場合の条件のこの 8、200 万はほとんどメーター代の様であります。そのメーターを 1 つの物晶として見て、そしてその金支払いする場合に、メーター購入の契約の欄で購入契約の承認で行くかと云うことも考え方もありますが、一応水道公社からこうこう云う条件で市に譲渡す権利と物権を一緒に譲渡しようと思つたがと云う、向から来たものをこちらでそれでよろしいと云う、譲渡を承諾する譲渡をしてもらえばそれで良いんじゃないかと云うので、只今その準備をさせてある訳であります。

1番～もう 1 件お伺いします、それと関連しておりますが、2款の一項、24 項ですね。野嵩の高架水槽費及び排水管工事費となつておりますが、これについても同様なことが云えるんじやないかと思ひます。

市長～それに、これから先のその今の条例不備と云いますが、条例をあのころの、この条例を作つた市はちょうど市内にあちら、こちらに簡易水道があるので、これを市が買上げる場合に議会の承認を譲渡を得る様にしようと云うのが、大きなねらいじやなかつたかと思ふんです。それで今度の場合の様に事業の拡張の場合には、この拡張のためにそ物検を購入したり、色々問題がありますが、こう云う場合に、これを

利潤する土地の場合はこれは附帯として良いんだが、今の様にメータ一の代とか、或はこの工事をして、タンクを作ると云う場合には、譲負契約のいわゆる契約承認の所でやつて、今まで進めておるんですがいちいちこれを物件を取得するに販賣で作つてする場合とそれから購入する場合とそれから人から譲られる場合があると思んだが、これを物件取得の条例を適用するのか、それとも譲の方の契約ですね、事業執行の場合の契約をもつて、条動を直属してこれを譲金の承認を得た方が良いかと云うことについて、非常にこことしても解しやすくに図るので、無旨は、簡易水道があの類、自然市の方で買ひ受けて、市の事業に取引もその受持つことがありうるので、あの条例のねらいは、そういう場合のことを考えて作られたものじやないかと、こう思つておりますが今度の場合は、今の様にこう謙譲せられたり、これから作ろうとしたりする場合は、いちいちこれを物件取得と見るか、それとも事業の拡張と見るかと云つた場合に、どちらを取つても解しやすくはある程度は成立つんじやないかと、こう思う訳であります。

議長～暫く休憩致します。(午前11時38分)

議長～再開致します。(0時15分)

議長～議案第36号1964年度重野河面上水道特別会計才入才當追加更正予算については質疑の段階において総統審議と致します。

議長～本日の質疑はこれを以つて全部終了致しましたので、これを以つて、本日の会議を終ることに致します。尚次回は、12月25日午前10時より再開することに致します。

議長～散会。(0時28分)

利潤する土地の場合はこれは財産として良いんだが、今の様にメーターの代とか、或はこの工事をして、タンクを作ると云う場合には、請負契約のいわゆる契約承認の所でやつて、今まで進めておるんですがいちいちこれを物件を取得するに自分で作つてする場合とそれから購入する場合とそれから人から譲られる場合があると思うんだが、これを物件取得の条例を適用するのか、それとも築の方の契約ですね、事業執行の場合の契約をもつて、条例を適用してこれを議会の承認を得た方が良いかと云うことについて、非常にこととしても解しやすく困るので、趣旨は、簡易水道があの頃、自然市の方で買い受けて、市の事業に権利もその受け持つことがありうるので、あの条例のねらいは、そういう場合のことを考えて作られたものじやないかと、こう思つておりますが今既にの場合に、今の様にこう譲渡されたり、これから作ろうしたりする場合に、いちいちこれを物件取得と見るか、それとも事業の拡張と見るかと云つた場合に、どちらを取つても解しやすくはある程度は成立つんじやないかと、こう思う訳であります。

議長～暫く休憩致します。(午前11時38分)

議長～再開致します。(午時15分)

議長～議案第36号1964年度宣野市上水道特別会計才入才出追加更正予算については質疑の段階において継続審議を致します。

議長～本日の日程はこれを以つて全部終了致しましたので、これを以つて、本日の会議を終ることに致します。尚次回は、12月25日午前10時より再開することに致します。

議長～散会(午時28分)